

## 消費者庁 各府省からの第2次回答

質問番号	提案事項		求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	各府省からの第1次回答	
	区分	分野										
74	G 申告に対する規制緩和	医療・福祉	食品の特別用途委員会の認定申請に係る都道府県の経由事務の廃止	健養農法における特別用途委員会の認定申請は、都道府県の所在地の都道府県(窓口は保健所)を経由して消費者庁に申請。消費者庁にて審査が開始されると共に、細かなニュアンスの違いなどにより誤解を生じる可能性がある。	【支障事例】 規制緩和では、食品の特別用途委員会の認定申請は、都道府県の所在地の都道府県(窓口は保健所)を経由して消費者庁に申請。消費者庁にて審査が開始されると共に、細かなニュアンスの違いなどにより誤解を生じる可能性がある。 【制度改正による効果】 規制緩和では、食品の特別用途委員会の認定申請は、都道府県の所在地の都道府県(窓口は保健所)を経由して消費者庁に申請。消費者庁にて審査が開始されると共に、細かなニュアンスの違いなどにより誤解を生じる可能性がある。	健養農法第26条 第2項	消費者庁	愛知県	-	愛媛県、 石川県、 鹿児島県、 熊本県	○県による審査は形式的なものであり、審査により効率的で迅速な審査が得られる。 ○許可条件に関する詳細な基準については窗口でのみ規制緩和では認められず、消費者庁へ照会する事になり時間のかかると共に、細かなニュアンスの違いなどにより誤解を生じる可能性がある。 ○本件についても、消費者庁から都道府県(本庁、保健所)を経由し、申請者へ審査結果が届く形となるため、結果的に複数回の窓口を経由する事にならざるを得ない。 ○本県事業者からも、遼やかな事務処理に困る事があるため、都道府県の経由事務を廃止していただきたい。	御理解のとおり、健養農法改定の第2回に提出する都道府県の経由事務廃止については、年半を目途に検討し、地方分権一括法により決定を行う。 ただし、経由事務を廃止した場合であっても、同法第27条に規定する立ち検査及び収去等の許可後の監視指揮が、引き続き、都道府県においても適切に行われる必要があることから、特別用途委員会の認定申請の受け付けを都道府県に委託することになった際などは、当該食品の在庫情報について、当該所の所在地の都道府県と共に共有するべき事項について、別途連絡を進め。

問 題 番 号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の要点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
74	本県の立場に立った回答である。 余、立入検査及び収支表の許可後の監視指導に係る情報共有の検討に当たっては、都道府県の負担にならないよう進められたい。	-	-	-	【全国知事会】 提出の実績を求める。 実例にあたっては、営業所の所在地を所管する都道府県が特別用途表示の許可情報を十分に把握できるようどう対策について検証を行い、都道府県に許可情報を通知する等の対応を求める。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。	-	